

田原本町にお住まいで町内の保育所利用の保護者の皆さまへ

延長保育料助成手続きについて

2019年10月から国により実施されている幼児教育・保育の無償化に合わせて町独自に、延長保育料の一部助成事業を実施しています。

この事業は、仕事等でやむを得ず発生した延長保育料の最初の30分（18時から18時30分）の延長保育料を助成する事業です。

◆対象：町内の認可保育所及び小規模保育所を利用の保護者

◆内容：仕事等でやむを得ず発生した延長保育に要する最初の30分の保育料を助成するもの
助成分（18時～18時30分）1回あたり、300円上限

◆請求：助成を受けるためには下記のとおり手続きが必要です。

①提出書類

- ・延長保育料助成申請書 【償還払い用】
- ・延長保育料にかかる領収書、もしくは延長料の支払い状況が確認できるもの
- ・助成金の振込先（金融機関、口座番号等）がわかる通帳やカードなどの写し

②提出先

田原本町こども未来課 こども支援係

③提出時期

延長保育料請求対象期間	保護者→町 請求締切日	町→保護者 支払月
令和6年9月分～令和7年2月分	令和7年 3月28日 まで	令和7年4月
令和7年3月分	令和7年 4月30日 まで	令和7年5月

※請求手続きは必ず締め切り日までに行ってください。締め切り日が過ぎた場合は、支払うことができませんのでご注意ください。締め切り日に手続きが間に合わない場合は、必ず締め切り日までにご連絡ください。

※なお、待機児童の方との公平性の観点から、延長保育料助成事業は今回の**令和7年3月分をもって終了**します。ご理解頂きますよう、よろしくお願いします。

【問い合わせ先】

田原本町こども未来課 こども支援係

TEL：0744-33-9036 FAX：0744-32-2977